

## 紀の川市結婚新生活支援事業補助金 提出書類チェックシート

### 【提出物】

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 納税状況調査同意書（様式第2号）
- (3) 婚姻受理証明書、または戸籍謄本
- (4) 世帯全員の住民票の写し（続柄が分かるもの）、または戸籍の附票
- (5) 所得証明書（夫婦それぞれ、令和7年度（令和6年分所得））  
※夫婦の合計所得が500万円未満であることが必要。  
※令和7年1月1日時点で住民票があった市区町村の税務課等で取得。
- (6) 給与明細（夫婦それぞれ直近の月のもの）  
※自営業の場合、確定申告の写しが必要。
- (7) 過去1年間の納税が確認できる書類（例：納税証明等）  
※紀の川市の住民票に1年以上載っていない方がいる場合必要
- (8) アンケート

### 住居費の補助を受けたい場合

- 賃貸借契約書の写し（物件明細、契約金額、契約者情報が分かるもの）
- 住居費の領収書の写し（家主または業者発行で支払日が分かるもの）  
※領収書の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料の項目のみ補助の対象。  
※同居日（夫婦の住所が一緒になる日）より前に賃借した場合、同居証明書等が必要となります。

### リフォーム費用の補助を受けたい場合

- 工事明細、契約内容が分かるもの（契約書等）
- 施工経緯が分かるもの（工事前・工事後の写真等）
- リフォーム工事の領収書等の写し（業者発行で支払日が分かるもの）  
※DIYや建物外部のリフォーム工事については補助対象外。内容は要確認。

### 引越費用の補助を受けたい場合

- 引越費用の領収書の写し（業者発行で支払日の分かるもの）

### 夫婦の所得合計が500万円を超え、奨学金を返還している場合

- 奨学金の年間返済額が確認できる書類  
※奨学金を返還している場合、夫婦の合計所得から年間の返還額を差し引くことができます。

### 【注意事項】

#### 補助の対象経費について

- 婚姻日から起算して1年前の日から申請日までに支出した経費

#### 交付申請受付期限について

- 令和9年3月31日まで  
※令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻された方を対象。  
※令和9年度以降の本事業については未定です。